南会津郡下郷町における「評価額通知書(登記用)」の取扱い変更に関するお知らせ

南会津郡下郷町が福島地方法務局田島出張所に対して通知している土地又は家屋の価格通知(地方税法第422条の3)が**令和7年11月1日**から電子化されます。

これに伴い、不動産(土地・建物)の所有権移転登記等の登記申請の登録免許税の算出については、**令和7年11月1日以降**以下のとおり手続等が一部変更となりますので、ご注意ください。

- ♣下郷町内の不動産(土地・建物)について、所有権移転登記等の登記申請をされる際に、下郷町長が無料で交付しております「評価額通知書(登記用)」は令和7年10月31日をもって廃止されます。
- ♣「評価額通知書(登記用)」に代わるものとして、①「固定資産税課税明細書(納税通知書送付時に添付)」、②「固定資産評価証明書」又は③「名寄帳の写し」のいずれかの添付が必要となります。
- ※「固定資産評価証明書」、「名寄帳の写し」の請求方法等につきましては、下郷町役場税務課課税係(Tel0241-69-1155)までお問い合わせください。
- ♣登記申請をされる際には、①「固定資産税課税明細書」、②「固定資産評価証明書」、 ③「名寄帳の写し」により、これまでと同様に不動産の課税標準価額を事前に調査の上、 適正に登録免許税を納付していただくようお願いいたします。

令和7年10月

福島地方法務局田島出張所 TeL0241-62-0249